

賠償責任保険のご案内

(正式名称:施設所有(管理)者賠償責任保険)

施設所有(管理)者賠償責任保険は、AIFAに所属する会員の皆さまに対して、万が一の賠償事故に備えた補償制度を確立させると共に、社会的名誉と信用維持の確立に備えることができます。

保険契約者 : AIFA 代表 西澤 伊織
被保険者名 : AIFA 会員さま
保険 期間 : 会員資格期間と同じです。
保 險 料 : AIFA会員費に含まれています。(別途のお支払いの必要はありません)
補償 内容 : 下記の通り

補償内容	保険金額(支払限度額)
基本補償	対人賠償 1名1事故につき 1億
	対物賠償 10万円 / 免責金額 0円
人格権侵害補償特約	1名 100万円
	1事故および保険期間中 1,000万円 免責金額 0円

【対象となる事故例】

- *トレーニング中に顧客にケガをさせてしまった。(基本補償)
- *トレーニング場の床が濡れていた為、滑って転びケガをさせてしまった。(基本補償)
- *顧客のトレーニング器具を誤って破損してしまった。(基本補償)
- *トレーニング風景をSNS等に掲載したところ、プライバシー侵害と訴えられた。(人格権侵害補償特約)

施設所有(管理)者賠償責任保険

AIFA 会員さまが所有、使用または管理する施設で発生した、他人の身体の障害または財物の損壊について、AIFA 会員さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いします。

人格権侵害補償特約

保険期間中に AIFA 会員さまにより顧客に対して行った次のいずれかに該当する不当な行為について、AIFA 会員さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いします。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

【 ご注意いただきたいこと 】

施設所有(管理)者賠償責任保険は、AIFA 会員さまの業務遂行に起因する対人対物事故により法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。

AIFA 会員さま自身のケガやそれに伴う損害、日常生活における事故を補償するものではありません。

AIFA 会員さま自身の補償は、別途取扱代理店にご相談ください。

※このご案内は概要を説明したものです。

補償内容の詳細は「施設所有(管理)者賠償責任保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。

また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【 事故が起こった場合 】

事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または下記へご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険あんしんサポートセンター

TEL:0120-985-024 (無料) 受付時間:24時間365日

*IP電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

【 取扱代理店 】

有限会社 KYサポート

代表取締役 吉田 浩介

〒507-0807 岐阜県 多治見市 生田町 3丁目 156

TEL:0572-22-3163

【 引受保険会社 】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

岐阜支店 東濃支社

〒507-0033 岐阜県 多治見市 本町 3丁目 101-1

クリスタルプラザ多治見3階

TEL:050-3462-0274